

## 三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例

平成二十二年十月二十一日

三重県規則第四十六号

### (趣旨)

第一条 この条例は、県内の医療機関等における医師の確保を図るため、臨床研修を受けている医師に対し県が貸与した研修資金の返還の免除について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 臨床研修 医師法（昭和二十三年法律第一百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。
- 二 臨床研修資金 別に定める臨床研修医の研修資金の貸与に関する規則（以下「規則」という。）に基づき貸与する県内の臨床研修病院（医師法第十六条の二第一項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院をいう。）における臨床研修のための資金をいう。
- 三 救急病院 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により告示された県内の病院をいう。

### (返還の当然免除)

第三条 知事は、臨床研修資金の貸与を受けた者が、臨床研修の修了後（三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）第一条第一項に規定する修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けている場合にあつては、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成十六年三重県条例第一号）第二条第一項に規定する返還の当然免除を受けるために同条第二項に規定する必要勤務期間従事するに至った後）、引き続き救急病院又は規則で定める救急医療機関等における業務（以下「業務」という。）に二年間従事するに至ったときは、当該臨床研修資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。

- 2 臨床研修資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間は業務従事の継続性を中断しないものとする。ただし、当該期間は、業務に従事した期間には算入しないものとする。
- 一 疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事できない期間
  - 二 医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のため業務に従事できない期間。ただし、当該期間は、二年間を限度とする。

3 第一項の規定は、臨床研修資金の貸与を受けた者が業務に起因する死亡又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった場合について準用する。

4 臨床研修資金の貸与を受けた者が修学資金の貸与を受けている場合においては、当該修学資金の返還及び利息の支払の免除を受けるための必要勤務期間は、第一項の業務に従事する期間に含めないものとする。

### (返還の裁量免除)

第四条 前条に規定する場合を除くほか、知事は、臨床研修資金の貸与を受けた者が死亡、

疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなつたときは、当該臨床研修資金の返還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに貸与の決定がなされた臨床研修資金の返還の免除については、なお従前の例による。